

(2)－① 敷地内禁煙となる施設について

① 改正健康増進法の規定

◆ 国資料を基に作成

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

(2)－① 敷地内禁煙となる施設について

① 改正健康増進法の規定

◆ 国資料を基に作成

- 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関、旅客運送事業自動車・航空機
⇒ 禁煙（敷地内禁煙（※1））

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
(2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 (※1))	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室 (喫煙のみ) 内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ (※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室 (飲食等も可) 内 での喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業 (資本金又は出資の総額 5000万円以下 (※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分之一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
(4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
(5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

【改正健康増進法】

(平成32年4月1日施行)

(定義)

第二十八条この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。次号及び次節において同じ。)を発生させることをいう。ることをいう。

三 (略)

四 特定施設 第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいう。

五 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)

六～十二 (略)

十三 特定屋外喫煙場所 第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

(特定施設等における喫煙の禁止等)

第二十九条 何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所(以下この節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならない。

一 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

イ 特定屋外喫煙場所

ロ 喫煙関連研究場所

(2)－① 敷地内禁煙となる施設について

② 敷地内禁煙となる施設(特定施設:第1種施設)の類型について

・「特定施設(第1種施設)」の類型については、今後、政令で定められる予定

五号	第1種施設	類型(想定)	具体例(想定)	
イ	学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの	患者が主として利用する施設	病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、薬局、その他の医療を提供する施設	禁煙 (敷地内禁煙 (※1))
		妊婦が主として利用する施設	助産所、助産施設 母子健康包括支援センター(母子保健法に基づく施設)	
		20歳未満の者が主として利用する施設	児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター等) 学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、専門高等学校等)	
ロ	国及び地方公共団体の行政機関の庁舎			

※ 特定屋外喫煙場所で必要となる措置については、現在、厚生科学審議会(たばこの健康影響評価専門委員会)にて検討中。

(2)－① 敷地内禁煙となる施設について

③ これまでの大阪府の取組み

- 学校、医療機関、官公庁等の公共の場所
⇒ 敷地内全面禁煙又は建物内全面禁煙を推奨

- 大阪府受動喫煙の防止に関するガイドライン(H26. 3月策定)に基づく取組み

<全面禁煙の推進>

受動喫煙の防止には敷地内全面禁煙や建物内全面禁煙が最も効果的で、対策に必要な費用もかかりません。特に、子ども、妊婦、健康に問題がある方も多く利用する学校、医療機関、官公庁等の公共の場所では、敷地内全面禁煙又は建物内全面禁煙を推奨します。

- 第3期 大阪府がん対策推進計画（第5章 個別の取組みと目標（1）がん予防・早期発見）

<望まない受動喫煙の防止>

健康増進法や府の受動喫煙の防止に関するガイドラインを踏まえた禁煙推進、受動喫煙のない環境づくり促進

【参考】 第3期大阪府がん対策推進計画における個別目標

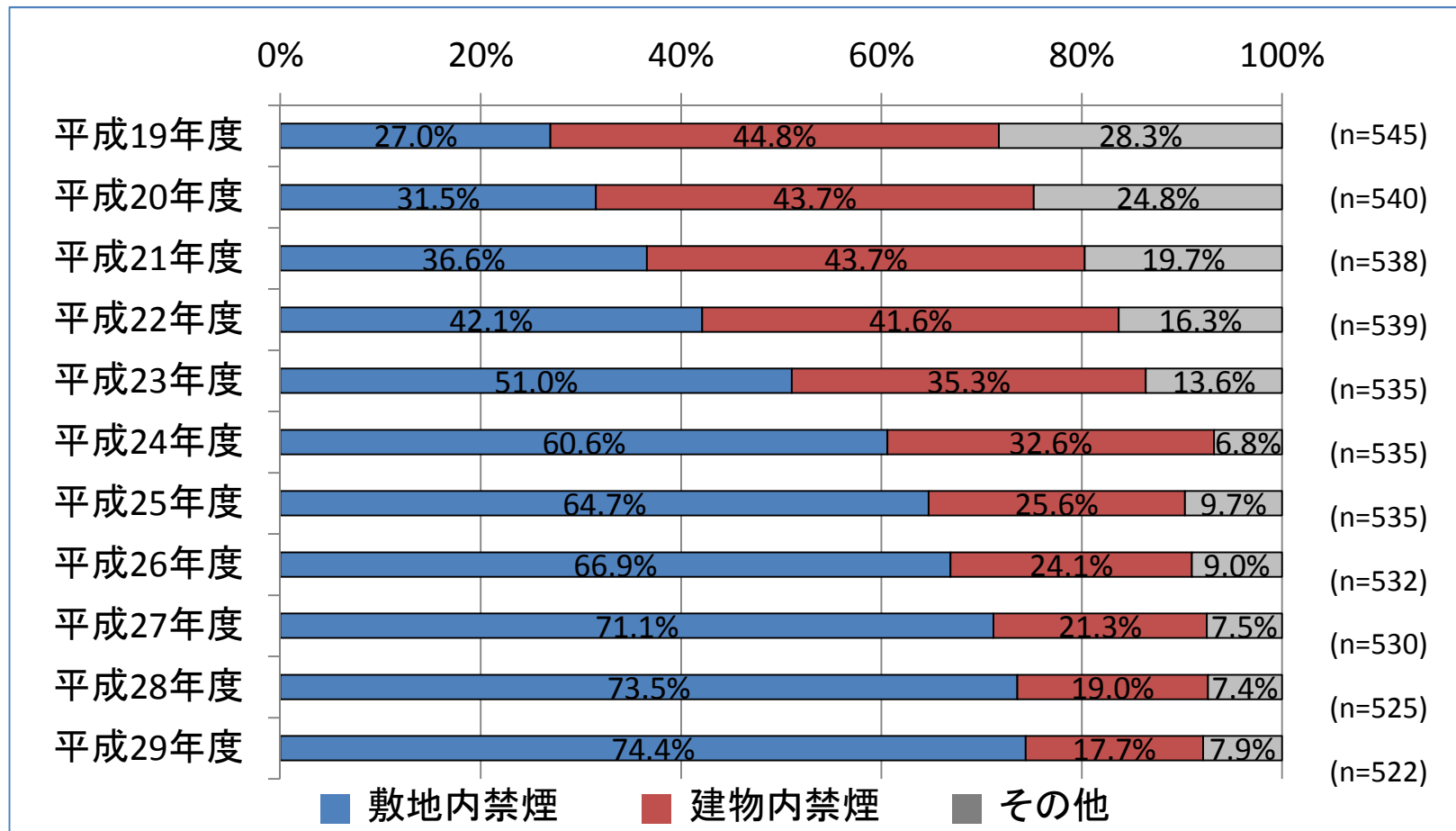
	個別目標	現在の状況	2023年度の目標
1	成人の喫煙率(男性/女性)の減少	30.4%/10.7% 【平成28(2016)年】	15%/5%
2	敷地内禁煙の割合(病院/私立小中高等学校)	73.5%/51.9% 【平成28(2016)年度】	100%
3	建物内禁煙の割合(官公庁/大学)	91.9%/83.0% 【平成28(2016)年度】	100%
4	受動喫煙の機会を有する者の割合(職場/飲食店)	34.6%/54.4% 【平成25(2013)年】	0%/15%

※2, 3については、健康増進法の規定を踏まえた取組みとします。

(2)－① 敷地内禁煙となる施設について

④ 現状1 《病院の禁煙化の状況》

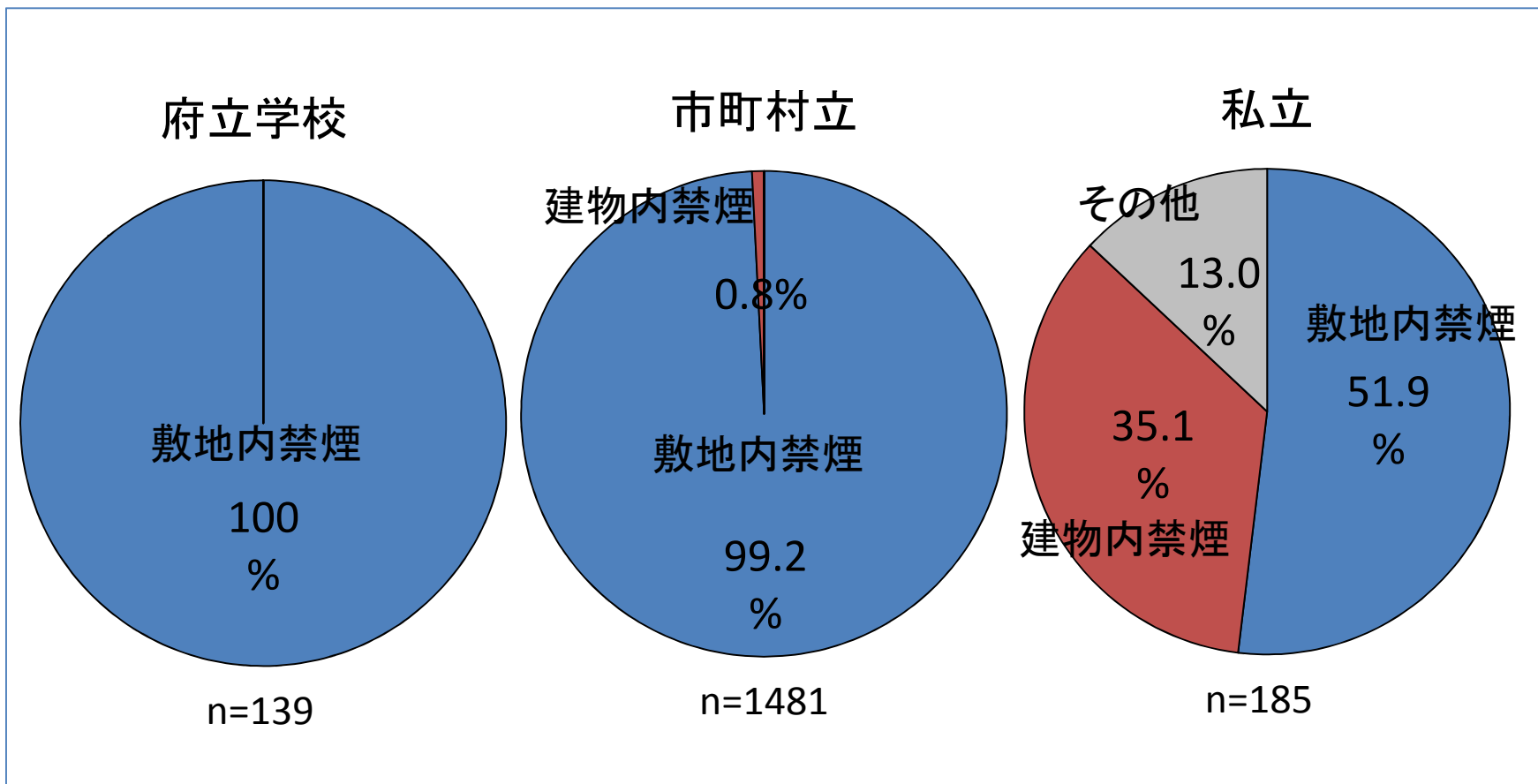
- ・府内の病院は、約75%が敷地内禁煙、約18%が建物内禁煙。
- ・残りの約8%は、屋内に喫煙所(来院者用・職員用など)がある(※改正法の規制対象)



(2)－① 敷地内禁煙となる施設について

④ 現状2 《小・中・高等学校の禁煙化の状況(H29.1)》

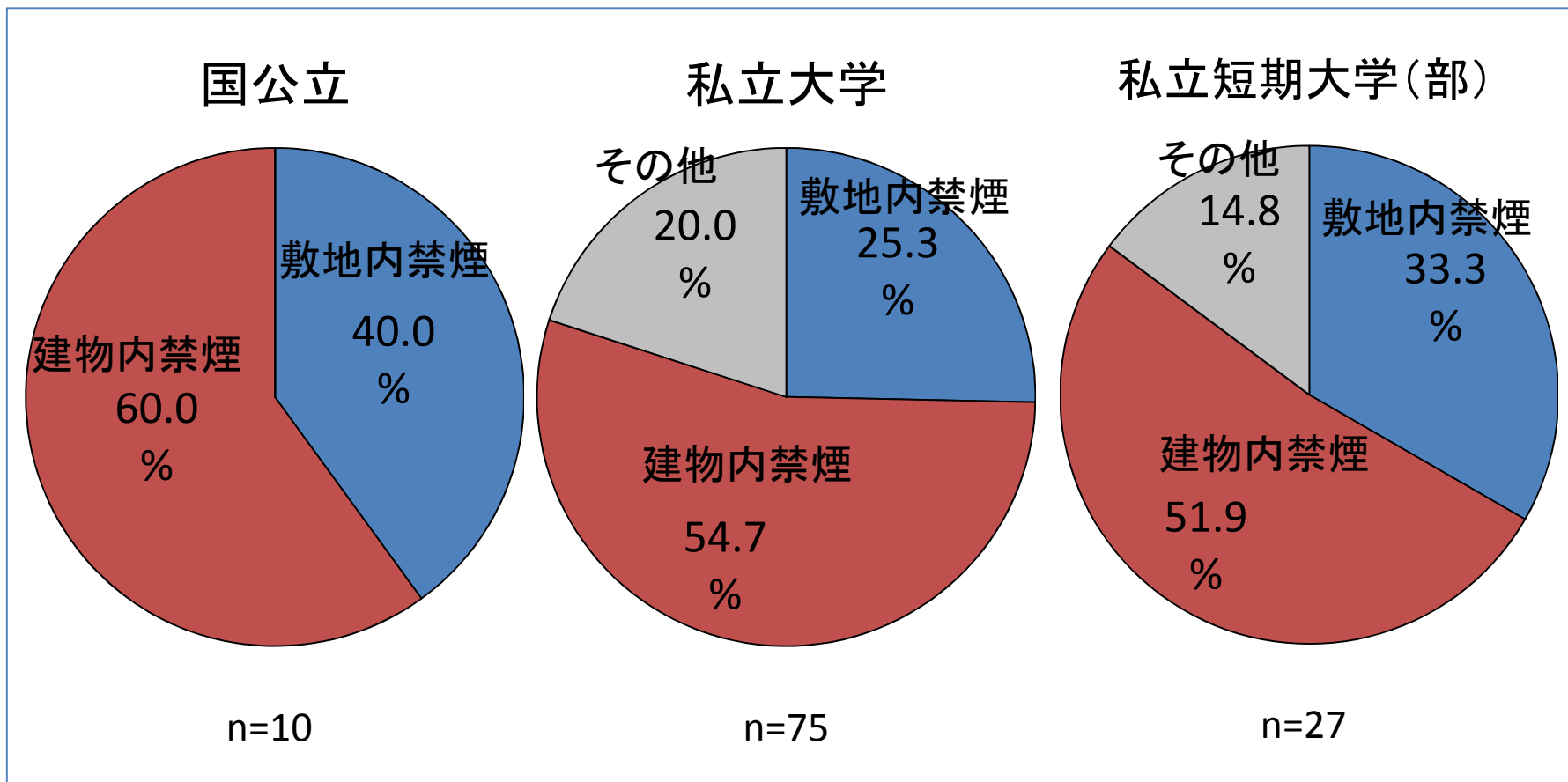
- ・府立学校は特別支援学校46校も含め平成20年より敷地内全面禁煙
- ・私立学校のうち、敷地内全面禁煙としている施設は、約半数の状況



(2)－① 敷地内禁煙となる施設について

④ 現状3 《府内大学・短期大学の禁煙化の状況(H29.1)》

- ・国公立の大学は、全て、敷地内禁煙又は建物内禁煙。
- ・私立大学は、建物内に喫煙スペースが設置されている場合あり(※改正法の規制対象)



(2)－① 敷地内禁煙となる施設について

④ 現状4 《大阪府・市町村の禁煙化の状況(H29.1)》

- ・府所管施設の敷地内禁煙は約52%。建物が合同庁舎、民間ビルの賃貸などの場合あり。
- ・大阪府庁舎は、平成20年5月より敷地内終日禁煙(敷地外の府所有地に喫煙場所を設置)

